

社会福祉法人セーナー苑役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人セーナー苑（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、報酬は支給しないものとする。

(報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の表の区分に応じて定めるものとする。

役員等	業務	日 額
評議員	評議員会への出席	10,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円
理事長	理事会等会議への出席	10,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円
理 事	理事会等会議への出席	10,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円
監 事	監事監査等への出席	10,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(役員等の報酬の総額)

第4条 役員等の報酬は、各年度の総額が1,400,000円を超えない範囲とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給時期は、当該会議等に出席した都度、支給する。ただし、理事長の場合は、毎月25日とし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第8条に準じた日とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。